

第36回加西市公共交通活性化協議会 次第

日 時 平成30年6月26日（火）15時15分～
場 所 健康福祉会館2F研修室

1 開 会

2 協議事項

（1）加西市公共交通活性化協議会規約の改正について

（2）平成29年度事業報告及び収支決算について

（3）平成30年度事業計画及び収支予算について

（4）地域内フィーダー系統確保維持計画について

3 その他

次回協議会の開催について

4 閉 会

加西市公共交通活性化協議会規約

平成20年3月25日

改正 平成20年5月26日

平成20年9月26日

平成25年3月14日

平成26年5月23日

平成30年6月26日

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「新法」という。)第6条の規定に基づき、地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)の作成及び実施に関する協議を行うため、また、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図るために必要となる事項を協議するため、加西市公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、加西市北条町横尾1000番地加西市役所内に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 網形成計画の策定及び変更の協議に関する事。
- (2) 網形成計画の実施に係る協議に関する事。
- (3) 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事。
- (4) 加西市の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び運賃・料金等に関する事。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事。

(組織)

第4条 協議会は、市長が委嘱又は任命した委員もって別表のとおり組織する。

2 協議会に、専門の事項を検討するため、専門委員を置くことができる。なお、専門委員は市長が委嘱するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。但し、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(会長)

第6条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、加西市副市長をもって充てる。
3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、委員のうち学識経験のある者が議長となり、会議を統括する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。
4 協議会の議事は、原則として全会一致で決するものとするが、成立しない場合においては多数決とする。
5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において議決された事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第9条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討並びに網形成計画の実施等を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、加西市ふるさと創造部に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に指名した監査委員によって行う。

3 会長は、事業年度終了後、速やかに収支決算書を調製し、監査委員の監査を受けなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝金及び費用弁償)

第15条 委員、専門委員及び第7条5項において出席を求めたもの（特別の場合を除き、学識経験のあるものに限る。）の謝金及び費用弁償の額並びにその支給方法は、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第16条 協議会が解散したときは、協議会の收支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年3月25日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年9月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年3月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月26日から施行する。

別表（第4条関係）

委員	副市長
	加西市議会の代表
	学識経験のあるもの
	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部首席運輸企画専門官（輸送担当）
	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所長
	兵庫県加西警察署長
	神姫バス株式会社バス事業部計画課長
	神姫バス労働組合の代表
	北条鉄道株式会社総務企画部長
	兵庫県バス協会の代表
	兵庫県タクシー協会の代表
	区長会会长
	加西市老人クラブ連合会会长
	加西商工会議所会頭
専門委員	コミュニティバス運営関係事業者の代表
	コミュニティバス運行事業者の代表
	市民委員
	加西市ふるさと創造部長
	加西市都市整備部長

加西市公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

改正後		改正前	
	加西市公共交通活性化協議会規約 平成20年5月26日		加西市公共交通活性化協議会規約 平成20年3月25日
改正	平成20年5月26日 平成20年9月26日 平成25年3月14日 平成26年5月23日 <u>平成30年6月26日</u>	改正 平成20年5月26日 平成20年9月26日 平成25年3月14日 平成26年5月23日	改正 平成20年5月26日 平成20年9月26日 平成25年3月14日 平成26年5月23日
(設置)	第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「新法」という。）第6条の規定に基づき、 <u>地域公共交通網形形成計画</u> （以下「網形形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行いうため、また、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項を協議するため、加西市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。	第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「新法」という。）第6条の規定に基づき、 <u>地域公共交通総合運営計画</u> （以下「運営計画」という。）の作成に に 関する協議及び運営計画の実施に係る連絡調整を行いうため、また、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項を協議するため、加西市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。	第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「新法」という。）第6条の規定に基づき、 <u>地域公共交通総合運営計画</u> （以下「運営計画」という。）の作成に に 関する協議及び運営計画の実施に係る連絡調整を行いうため、また、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項を協議するため、加西市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
(事務所)	第2条 協議会の事務所は、加西市北条町横尾1000番地加西市役所内に置く。	第2条 協議会の事務所は、加西市北条町横尾1000番地加西市役所内に置く。	第2条 協議会の事務所は、加西市北条町横尾1000番地加西市役所内に置く。
(所掌事務)	第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 網形形成計画の策定及び変更の協議に關すること。 (2) 網形形成計画の実施に係る協議に關すること。 (3) 網形形成計画に位置づけられた事業の実施に關すること。 (4) 加西市の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び運賃・料金等に關すること。 (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に關すること。 (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。	第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 運営計画の策定及び変更の協議に關すること。 (2) 運営計画の実施に係る連絡調整に關すること。 (3) 運営計画に位置づけられた事業の実施に關すること。 (4) 加西市の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び運賃・料金等に關すること。 (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に關すること。 (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。	第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 運営計画の策定及び変更の協議に關すること。 (2) 運営計画の実施に係る連絡調整に關すること。 (3) 運営計画に位置づけられた事業の実施に關すること。 (4) 加西市の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び運賃・料金等に關すること。 (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に關すること。 (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。
(組織)	第4条 協議会は、市長が委嘱又は任命した委員もつて別表のとおり組織する。 2 協議会に、専門の事項を検討するため、専門委員を置くことができる。なお、	第4条 協議会は、市長が委嘱又は任命した委員もつて別表のとおり組織する。 2 協議会に、専門の事項を検討するため、専門委員を置くことができる。なお、	第4条 協議会は、市長が委嘱又は任命した委員もつて別表のとおり組織する。 2 協議会に、専門の事項を検討するため、専門委員を置くことができる。なお、

<p>専門委員は市長が委嘱するものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。但し、役職により協議会の委員となつてゐる委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。</p> <p>2 棟久委員の任期は、前任者の残留期間とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。但し、役職により協議会の委員となつてゐる委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。</p> <p>2 棟久委員の任期は、前任者の残留期間とする。</p>	<p>(会長)</p> <p>第6条 协議会に、会長を置く。</p> <p>2 会長は、加西市副市長をもつて充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。</p>	<p>(会長)</p> <p>第6条 协議会に、会長を置く。</p> <p>2 会長は、加西市副市長をもつて充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。</p>	<p>(会議)</p> <p>第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、委員のうち学識経験のある者が議長となり、会議を統括する。</p> <p>2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。</p> <p>3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。</p> <p>4 協議会の議事は、原則として全会一致で決するものとするが、成立しない場合においては多数決とする。</p> <p>5 協議会は、必要があると認めるとときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。</p>	<p>(会議)</p> <p>第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、委員のうち学識経験のある者が議長となり、会議を統括する。</p> <p>2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。</p> <p>3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。</p> <p>4 協議会の議事は、原則として全会一致で決するものとするが、成立しない場合においては多数決とする。</p> <p>5 協議会は、必要があると認めるとときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。</p>	<p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第8条 协議会において議決された事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p>	<p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第8条 协議会において議決された事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p>	<p>(部会)</p> <p>第9条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討並びに網形計画の実施等を行ふため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。</p> <p>2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(部会)</p> <p>第9条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討並びに網形計画の実施等を行ふため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。</p> <p>2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p>
--	---	--	--	--	--	---	---	---	---

<p>(幹事会)</p> <p>第10条 协議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ 協議会に幹事会を置くことができる。</p> <p>2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(幹事会)</p> <p>第10条 协議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ 協議会に幹事会を置くことができる。</p> <p>2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p>
<p>(事務局)</p> <p>第11条 協議会の業務を処理するため、加西市ふるさと創造部に事務局を置く。 事務局に開示必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第11条 協議会の業務を処理するため、加西市ふるさと創造部に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に開示必要な事項は、会長が別に定める。</p>
<p>(経費)</p> <p>第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもつて充 てて。</p>	<p>(経費)</p> <p>第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもつて充 てて。</p>
<p>(監査)</p> <p>第13条 協議会に監査委員を2名置く。 2 協議会の出納監査は、会長が別に指名した監査委員によつて行う。 3 会長は、事業年度終了後、速やかに収支決算書を調製し、監査委員の監査を受 けなければならない。</p>	<p>(監査)</p> <p>第13条 協議会に監査委員を2名置く。</p> <p>2 協議会の出納監査は、会長が別に指名した監査委員によつて行う。</p> <p>3 会長は、事業年度終了後、速やかに収支決算書を調製し、監査委員の監査を受 けなければならない。</p>
<p>(財務に関する事項)</p> <p>第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に開示必要な事項は、会長が 別に定める。</p>	<p>(財務に関する事項)</p> <p>第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に開示必要な事項は、会長が 別に定める。</p>
<p>(謝金及び費用弁償)</p> <p>第15条 委員、専門委員及び第7条5項において出席を求めたもの（特別の場合 を除き、学識経験のあるものに限る。）の謝金及び費用弁償の額並びにその支給 方法は、会長が別に定める。</p>	<p>(謝金及び費用弁償)</p> <p>第15条 委員、専門委員及び第7条5項において出席を求めたもの（特別の場合 を除き、学識経験のあるものに限る。）の謝金及び費用弁償の額並びにその支給 方法は、会長が別に定める。</p>
<p>(協議会の解散等)</p> <p>第16条 協議会が解散したときは、協議会の收支は、解散の日をもつて打ち切り、 会長であった者がこれを決算する。</p>	<p>(協議会の解散等)</p> <p>第16条 協議会が解散したときは、協議会の收支は、解散の日をもつて打ち切り、 会長が別に定める。</p>
<p>(その他)</p> <p>第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に開示必要な事項は、会長 が別に定める。</p>	<p>(その他)</p> <p>第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に開示必要な事項は、会長 が別に定める。</p>
	<p>附 則</p>

1 この規約は、平成20年3月25日から施行する。
 2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、
 平成22年3月31日までとする。

この規約は、平成20年3月26日から施行する。

この規約は、平成20年9月26日から施行する。

この規約は、平成25年3月14日から施行する。

この規約は、平成26年5月23日から施行する。

附 則
この規約は、平成30年6月26日から施行する。

1 この規約は、平成20年3月25日から施行する。
 2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、
 平成22年3月31日までとする。

この規約は、平成20年5月26日から施行する。

この規約は、平成20年9月26日から施行する。

この規約は、平成25年3月14日から施行する。

この規約は、平成26年5月23日から施行する。

附 則
この規約は、平成20年5月26日から施行する。

別表（第4条関係）

委員	副市長
	加西市議会の代表
	学識経験のあるもの
国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部首席運輸企画専門官 （輸送担当）	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部首席運輸企画専門官（輸送担当）
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所長	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所長
兵庫県加西警察署長	兵庫県加西警察署長
神姫バス株式会社バス事業部計画課長	神姫バス株式会社バス事業部計画課長
神姫バス労働組合の代表	神姫バス労働組合の代表
北条鉄道株式会社総務企画部長	北条鉄道株式会社総務企画部長
兵庫県バス協会の代表	兵庫県バス協会の代表
兵庫県タクシー協会の代表	兵庫県タクシー協会の代表
区長会会長	区長会会長

委員	副市長
	加西市議会の代表
	学識経験のあるもの
国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部首席運輸企画専門官 （輸送担当）	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部首席運輸企画専門官（輸送担当）
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所長	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所長
兵庫県加西警察署長	兵庫県加西警察署長
神姫バス株式会社バス事業部計画課長	神姫バス株式会社バス事業部計画課長
神姫バス労働組合の代表	神姫バス労働組合の代表
北条鉄道株式会社総務企画部長	北条鉄道株式会社総務企画部長
兵庫県バス協会の代表	兵庫県バス協会の代表
兵庫県タクシー協会の代表	兵庫県タクシー協会の代表
区長会会長	区長会会長

	加西市老人クラブ連合会会长	加西市老人クラブ連合会会长
	加西商工会議所会頭	加西商工会議所会頭
	コミュニティバス運営関係事業者の代表	コミュニティバス運営関係事業者の代表
	コミュニティバス運行事業者の代表	コミュニティバス運行事業者の代表
市民委員		市民公募委員
	加西市ふるさと創造部長	加西市ふるさと創造部長
	加西市都市整備部長	加西市都市整備部長
専門委員	学識経験のあるもの	学識経験のあるもの

◆事業報告

平成29年度事業報告及び収支決算

(単位:円)

事業項目	実施主体	事業費	業内容
地域公共交通網形成計画の策定	市、協議会	8,726,400	■公共交通網形成計画策定にかかる交通ニーズ調査事業及び公共交通網形成計画策定事業
公共交通網の再編	交通事業者、市、協議会	416,880	■地域主大型交通導入検討事業(397,440円)
交通結節点整備	交通事業者、市、協議会	105,584	■バス停周辺整備
公共交通利用促進施設	交通事業者、市、協議会	412,560	■総合時刻表「加西市公共交通ガイドかさいおでかけ・ナビ」(367,200円)
計		9,661,424	

◆収支決算

(単位:円)

(歳入の部)			予算額	決算額	差異	備考
款	項	目				
負担金	負担金	負担金	85,000	85,000	0	土地賃借料加西市負担分
補助金	補助金	国庫補助金	2,610,000	2,610,000	0	地域公共交通確保維持改善事業補助金
		市補助金	6,410,000	6,410,000	0	加西市公共交通活性化協議会運営費等事業補助金
諸収入	諸収入	諸収入	200	27	173	受取利息
当期収入合計(A)			9,105,200	9,105,027	173	
前期繰越額(B)			1,421,897	1,421,897	0	
収入合計(C) = (A) + (B)			10,527,097	10,526,924	173	

(歳出の部)			予算額	流用充用額	決算額	差異	備考
款	項	目					
運営費	運営費	事務費	250,000	0	155,911	94,089	会議費・学識経験者費用弁償等・消耗品・振込手数料等
		報償費	400,000	0	400,000	0	学識経験者謝礼
事業費	事業費	事業費	9,830,000		9,661,424	168,576	地域公共交通網形成計画策定事業他
予備費	予備費	予備費	47,097		0	47,097	
当期歳出合計(D)			10,527,097	0	10,217,335	309,762	
次期繰越額(E) = (C) - (D)			0	0	309,589	△ 309,589	
支出合計(F) = (D) + (E)			10,527,097	0	10,526,924	173	
翌年度繰越額(C - D)							309,589 円

平成29年度 公共交通の運行等に対する補助金及び運行委託等(加西市一般会計関連分)

科目	補助金名称	団体等名称	対象経費 (千円)	特定財源		年間 利用者 (人)	一人当 補助額 (円)	支出目的
				国	県			
10.総務費 05.総務管理費 21.企画費	バス運営委託業務	加西親栄自動車(有) NPO法人原始人の 会	14,749	1,728 地域内フイー ダ一系統補助	-	13,021	86.8	6,789 はっぴー、バスの運行・運営業務委託、 予備車両保守点検業務委託
	コミュニティバス 負担金	神姫バス株式会社	28,797	4,873 地域内フイー ダ一系統補助	-	23,924	95.9	20,758 ミニバスねつぴ～号(市街地線・国正 線・九会線・フラワーセンターライン)の運行
	バス対策費補助 金等	神姫バス株式会社	26,855	-	13,146	13,709	64.5	- 県と協調しバス路線維持確保(一部国 との協調)
	北条鉄道運営費 補助金	北条鐵道株式会社	16,200	-	-	16,200		経営基盤の安定を図るため経常損失を 補助(北条鉄道の固定資産税相当額 9,295千円) (参考:小野市補助額588千円)
	安全輸送設備等 整備費補助金 (国地方協調補 助)	北条鐵道株式会社	3,861	-	-	3,861	13.6	328,176 北条鉄道の安全性向上のため設備等 整備への補助 (国1/3・県1/6・市1/6・事業者1/3)
	北条鉄道設備等 整備費補助金 (市単独補助)	北条鐵道株式会社	5,228	-	-	5,228		北条鉄道の安全性向上のため設備等 整備への補助 対象事業費の1/2補助 (市長が特に必要と認める場合は全額)
合 計			95,691	6,601	13,146		75,944	

平成29年度実施の主な事業

加西市地域公共交通網形成計画の策定

加西市公共交通総合連携計画のフォローアップ計画として、加西市がめざすべき公共交通網のすがたを明らかにする公共交通のマスターplan『加西市地域公共交通網形成計画』を策定しました。策定にあたり関係協議会を5回、作業部会を6回開催しました。

平成30年3月策定

計画期間：H30～H34年度

策定費用：8,726,400円



加西市公共交通ガイド「かさいおでかけナビ」作成

コミバスねっぴ～号やはっぴーバス、北条鉄道、路線バス、高速バスの時刻表や運行経路、乗り場案内に加え、京阪神・関西3空港への行き方、市内施設マップなど暮らしの便利情報を掲載した市内公共交通の総合ガイド「かさいおでかけナビ」とそのポケット版を更新作成しました。各公共交通機関をマップ化することで、市内外への移動情報をわかりやすく提供し、公共交通の利用促進を図りました。

平成30年3月発行

作成部数：冊子（4,000部）

ポケット版（3,000部）

作成費用：285,120円



地域主体型交通導入検討支援事業

宇仁郷まちづくり協議会が「地域主体型交通導入の手引き」に基づき実施した外出に関する聞き取り調査について支援を行いました。宇仁地区で移動に困られている方の外出需要を把握するため、3月～5月に全世帯を対象に第1回目の調査を行い、11月～12月に外出に困っている方個人を対象に第2回目の調査を行っています。

調査費用：397,440円

泉小学校で「バスの乗り方教室」実施

4月27日に加西市立泉小学校の1～2年生を対象にバスの乗り方や死角を体験する「バスの乗り方教室」を神姫バス株式会社の協力を得て実施しました。



市役所前バス停にベンチを設置

コミバスねっぴ～号及び路線バスで共用している『市役所前』バス停に眺ね上げ式ベンチ（3人用）を設置しました（加東土木事務所）。市内で利用者の多いバス停にベンチを設置する事で利用者のバスの待ち合い環境の改善を図りました。

設置時期：平成30年3月

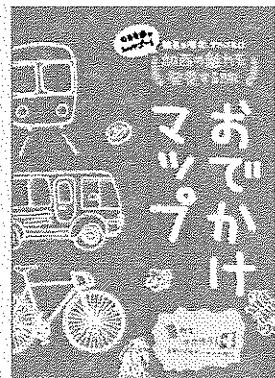


公共交通でレッツゴー！「おでかけマップ」作成

地域創生推進交付金を活用し、コミバスねっぴ～号やはっぴーバス、北条鉄道、路線バスなどの公共交通や自転車を利用しながら市内観光地をめぐる8コースのモデルルートを紹介する「おでかけマップ」を作成し、モニターツアーを2回実施しました。

平成30年3月発行

作成部数：冊子5,000部



平成29年度 加西市ヨミバスねらい～号の利用状況

平成29年4月～平成30年3月

全 路 線											
大和アスティアかさい 線											
ねっぴー号 合計											
市街地線 (中瀬口線)						市街地線 (福祉会館線)					
75ワセタ 線						市街地線 (中瀬口線)					
力会線						市街地線 (中瀬口線)					
運行日数	利用者数	乗車率	利用乗降者数	運行日数	乗車率	利用乗降者数	運行日数	乗車率	利用乗降者数	運行日数	乗車率
4月	20	242	87	20	288	34	78	20	193	140	20
5月	20	278	71	20	279	25	72	20	158	118	20
6月	22	318	106	22	331	43	85	22	215	182	22
7月	20	282	83	20	287	45	74	20	172	146	20
8月	22	280	100	22	311	40	104	22	170	142	22
9月	20	390	89	20	293	59	92	20	134	100	20
10月	21	344	106	21	284	76	72	21	229	136	21
11月	20	316	114	20	308	61	89	20	183	111	20
12月	21	353	126	21	285	72	52	21	190	114	21
1月	19	325	96	19	280	63	61	19	170	98	19
2月	19	396	82	19	250	69	71	19	175	76	19
3月	21	345	111	21	307	87	86	21	245	122	21
計	245	3,759	1,181	245	3,513	674	916	245	2,234	1,485	245
1日あたり	—	15.4	4.8	—	14.3	3.7	—	9.1	6.1	—	38.5
1週あたり	—	7.7	2.4	—	5.7	1.5	—	2.6	1.7	—	4.8

國正線		九金線		7ワーセタ線		中齋口線		福祉社会線		市街地總計		木つばい号合計		大和線		
H-28	244	2,024	614	244	3,027	351	1,116	244	2,220	1,864	244	8,379	4,904	244	1,579	1,245
H-27	243	1,674	528	243	2,207	-	967	243	723	569	243	7,358	4,697	243	1,102	935

①はつぴーバス利用者数

H29年4月～H30年3月

運行日数(日)	利用者数(人)	万葉宇崎			若井緑			芥田緑			堀日女の湯緑																						
		運転(便)		運行日数(日)	利用者数(人)	運転(便)		運行日数(日)	利用者数(人)	運行日数(日)	利用者数(人)	運行日数(日)																					
		1日あたり	計			1日あたり	計																										
29年 4月 20	561	28.1	1.7	340	17.0	20	276	13.8	2.5	110.0	5.5	20	194	9.7	1.6	120.0	6.0	20	67	3.4	0.7	90.0	4.5	4	24	6.0	1.2	20.0	5.0				
5月 20	492	24.6	1.4	340	17.0	20	245	12.3	2.2	110.0	5.5	20	179	9.0	1.5	120.0	6.0	20	51	2.6	0.6	90.0	4.5	4	17	4.3	0.9	20.0	5.0				
6月 22	570	25.9	1.5	372	16.9	22	306	13.9	2.5	121.0	5.5	22	180	8.6	1.4	132.0	6.0	22	63	2.9	0.6	99.0	4.5	4	11	2.8	0.6	20.0	5.0				
7月 20	523	26.2	1.5	340	17.0	20	278	13.9	2.5	110.0	5.5	20	171	8.6	1.4	120.0	6.0	20	58	2.9	0.6	90.0	4.5	4	16	4.0	0.8	20.0	5.0				
8月 22	562	39	25.5	1.5	377	17.1	22	272	33	12.4	2.2	121.0	5.5	22	180	6	8.2	1.4	132.0	6.0	22	80	3.6	0.8	99.0	4.5	5	30	6.0	1.2	25.0	5.0	
9月 20	467	10	23.4	1.4	340	17.0	20	245	9	12.3	2.2	110.0	5.5	20	155	1	7.8	1.3	120.0	6.0	20	52	2.6	0.6	90.0	4.5	4	15	3.8	0.8	20.0	5.0	
10月 21	583	19	27.8	1.6	356	17.0	21	316	16	15.0	2.7	115.5	5.5	21	175	3	8.3	1.4	126.0	6.0	21	71	3.4	0.8	94.5	4.5	4	21	5.3	1.1	20.0	5.0	
11月 20	628	19	31.4	1.8	345	17.3	20	329	13	16.5	3.0	110.0	5.5	20	208	4	10.3	1.7	120.0	6.0	20	71	2	3.6	0.8	90.0	4.5	5	22	4.4	0.9	25.0	5.0
12月 20	644	14	32.2	1.9	340	17.0	20	299	10	15.0	2.7	110.0	5.5	20	225	4	11.3	1.9	120.0	6.0	20	105	5.3	1.2	90.0	4.5	4	15	3.8	0.8	20.0	5.0	
30年 1月 19	531	12	27.9	1.6	324	17.1	19	262	12	13.8	2.5	104.5	5.5	19	152	8.0	1.3	114.0	6.0	19	98	5.2	1.1	85.5	4.5	4	19	4.8	1.0	20.0	5.0		
2月 19	538	14	28.3	1.7	324	17.1	19	241	11	12.7	2.3	104.5	5.5	19	187	3	9.8	1.6	114.0	6.0	19	93	4.9	1.1	85.5	4.5	4	17	4.3	0.9	20.0	5.0	
3月 21	690	11	32.9	2.0	351	16.7	21	354	9	16.9	3.1	115.5	5.5	21	217	2	10.3	1.7	126.0	6.0	21	95	4.5	1.0	94.5	4.5	3	24	8.0	1.6	15.0	5.0	
計	2446	6789	138	27.8	1.6	4149	17	244	3423	14	2.6	1342.0	5.5	244	2231	9.1	1.5	1464.0	6	244	904	3.7	0.8	1088.0	4.5	49	231	4.7	0.9	245.0	5		

※堀日女の湯緑の「1日あたり」は月利用者数を乗車運行日数で除したもの。合計は、全体の月利用者数を全体に運行日数で除したもの。従って、堀日女の湯緑の運転は合計には月利用者数が反映される。

運行日数(日)	利用者数(人)	万葉宇崎			若井緑			芥田緑			堀日女の湯緑																			
		運転(便)		運行日数(日)	利用者数(人)	運転(便)		運行日数(日)	利用者数(人)	運行日数(日)	利用者数(人)	運行日数(日)																		
		1日あたり	計			1日あたり	計																							
H28	243	5560	22.9	1.3	4128	17	243	2825	11.5	2.1	1337	5.5	243	1773	7.3	1.2	1458	6	243	734	3	0.7	1094	4.5	48	228	4.8	1	240	5
H27	243	4868	20.1	1.2	4128	17	243	2432	10	1.8	1337	5.5	243	1591	6.5	1.1	1458	6	243	738	3	0.7	1094	4.5	48	127	2.8	0.5	240	5
H26	243	5552	22.8	1.3	4128	17	243	2251	9.3	1.7	1337	5.5	242	2235	9.2	1.5	1458	6	241	938	3.9	0.9	1084	4.5	48	128	2.7	0.5	240	5
H25	244	5729	23.5	1.4	4154	17	243	1950	8	1.5	1342.0	5.5	244	2331	9.6	1.6	1464.0	6	242	973	4	0.9	1088.0	4.5	50	475	9.5	1.9	250.0	5
H24	245	3846	15.7	0.9	4170	17	245	1352	5.5	1	1347.5	5.5	245	1502	6.1	1	1470.0	6	245	717	2.9	0.7	1102.5	4.5	50	277	5.5	1.1	250.0	5
H23	245	5208	21.3	1.5	5353-	21.8	245	1172	7.2	1.5	1208.5	4.9	245	2178	8.9	1.5	1470.0	6	245	769	3.1	0.6	1208.5	4.9	245	489	2	0.3	1470.0	6
H22～	41	1871	45.6	2	943	23	41	547	13.3	2.4	225.5	5.5	41	511	12.5	2.1	246.0	6	41	157	3.8	0.7	225.5	5.5	41	656	18	2.7	246.0	6
H22～	145	4491	31	1.3	3335	23	145	1421	9.3	1.8	707.5	5.5	145	1596	11	1.8	870.0	6	145	557	3.8	0.7	797.5	5.5	145	917	6.3	1.1	870.0	6

コミュニティバス運行見直し基準

運行見直し基準		直近の実績 (H28.9~H29.10)
基 準	<p>(公共性評価) 沿線世帯あたり年間乗車回数の基準値 2.0/世帯 (経済性評価) 利用者一人当たり行政補助額の基準値 2,000円/人</p>	
基準の考え方	必要な公共交通を適正な公費負担で運行できるよう公共性と経済性の2つの指標で路線評価を行う。	<p>(ねっぴー号:経済性・公共性) 市街地線 :1,271円・4.0回 国正線 :2,034円・1.3回 九会線 :1,699円・1.58回 フリーセンター線: 1,626円・1.82回</p>
基準の判定期間	前年10月～9月	<p>(はっぴーバス:経済性・公共性) 万願寺線 :1,921円・6.0回 若井線: 2,500円・4.9回 芥田線: 4,051円・2.5回</p>
基準を下回った場合 の対応 (運行見直し)	公共性評価が基準を下回った場合は、利用者増加施策等を検討する。経済性評価が基準を下回った場合は、利用者増加施策等の収入増加施策やコスト削減等を検討。両指標ともに基準を下回った場合は、運行形態の見直しなど抜本的な見直し等を検討する。	

平成29年度歳入歳出決算会計監査報告書

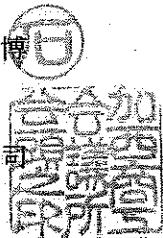
平成30年6月26日

加西市公共交通活性化協議会

会長 佐伯武彦様

監査委員 加西市區長会長 石芳博

監査委員 加西市商工会議所会頭 千石唯



規約第13条の規定に基づき、みだしの監査を行ったので、次のとおり報告します。

1. 日 時 平成30年6月12日 10時00分~

2. 場 所 加西市役所 多目的ホール

3. 監査の結果について

加西市公共交通活性化協議会における平成29年度の事業内容及び収支決算を記帳簿及び証拠書類に基づき監査したところ、適正と認められました。

平成30年度事業計画案及び收支予算案

◆事業計画

事業項目	実施主体	事業費	事業内容
公共交通網の再編 路線網の再編	交通事業者、市、協議会	2,000,000	地域主体型交通導入支援事業 他
交通結節点整備 駅周辺整備	交通事業者、市、協議会	200,000	バス停整備 周辺整備
公共交通利用促進施 策	交通事業者、市、協議会	1,700,000	公共交通利用促進活動 わかりやすい情報提供 公共交通機関相互の連 携促進 利用促進活動 時刻表の更新
	計	3,900,000	

◆収支予算

(歳入の部)

(単位:円)

款 項	目	予 算 額		差 異	備 考
		当 期	前 期		
負担金	負担金	85,000	85,000	0	土地賃借料加西市負担分
補助金	国庫補助金	0	2,641,000	▲ 2,641,000	
	市補助金	3,910,000	6,410,000	▲ 2,500,000	加西市公共交通活性化協議会運営費等事業補助金
諸収入	諸収入	200	200	0	受取利息
収入合計(A)		3,995,200	9,136,200	▲ 5,141,000	
前期繰越額(B)		309,589	1,421,897	▲ 1,112,308	
歳入合計(A)+(B)		4,304,789	10,558,097	▲ 6,253,308	

(歳出の部)

款 項	目	予 算 額		差 異	備 考
		当 期	前 期		
運営費	事務費	200,000	250,000	▲ 50,000	会議費(120)、学識経験者費用弁償(50)、消耗品振込手数料等
	報償費	160,000	400,000	▲ 240,000	学識経験者謝金
事業費	事業費	3,900,000	9,830,000	▲ 5,930,000	事業計画のとおり
予備費	予備費	44,789	47,097	▲ 2,308	
合 計		4,304,789	10,527,097	▲ 6,222,308	

平成30年度事業計画案（予算を伴わない協議案件等）

◆事業計画

事業項目	協議概要	実施予定期	内容
生活交通ネットワーク計画 (地域内ファイーダー系統確保維持計画)	ネットワーク計画の検討	第36回協議会	H31年度(H30.10～)計画について検討を行う。
公共交通に関する協議・助言	コミュニティバスの検証など	年度内	コミュニティバス等の状況を確認・検証し、必要に応じて協議・助言を行う。
実施事業に関する検証	各実施事業の検証	年度内	協議会実施事業について検証し、次期事業計画の基礎とする。
相談体制の整備	相談の受付・対応	年度内	公共交通等に関する協議会への意見や相談への対応

加交協第3号
平成30年6月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

加西市公共交通活性化協議会
加西市北条町横尾1000番地
会長 佐伯武彦

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

地域内フィーダー系統確保維持計画

平成30年6月 日
(名 称) 加西市公共交通活性化協議会
(代表者名) 会長 佐伯 武彦

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

加西市の公共交通は、市のほぼ中央にある北条町駅を中心に放射状に広がっており、北条鉄道（南～南東方向）、地域間幹線の路線バス（北西、東、南、西方向）、タクシー、そして加西市を東西方向に横断する中国自動車道で高速バスが京阪神・津山を結んでいます。市では、これらを補完する住民の市内の移動手段として、コミュニティバスを運行していますが、住民の公共交通利用は5%と低い一方で、住民の3割と推計される気軽に自動車を利用できない方（運転免許がない、または世帯に自動車がない）の日常生活における移動手段の確保を課題と捉えています。

平成29年度策定の加西市地域公共交通網形成計画に示す目指すべき交通サービス確立のため、コミュニティバスねっぴ～号とはっぴーバスにより、気軽に自動車を利用できない住民の日常生活における移動手段を確保し、地域内の住民の交流を促進することで、地域の活性化を図ります。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標（評価）

コミュニティバスの路線の評価を次のとおりとする。

【経済性評価】 利用者1人当たり行政補助等額の基準値を2,000円/人

【公共性評価】 公共交通を必要とする世帯当たり年間乗車回数の基準値を2.0回/世帯

・両評価が基準値を超える路線………路線の維持（サービス強化）

・経済性のみ基準値に満たない路線…路線の維持（コスト削減・収入増対策の検討）

・公共性のみ基準値に満たない路線…路線の維持（利用者増加施策の検討）

・両評価が基準値に満たない路線……抜本的見直し（バス以外のサービスを含めた検討）

ただし、評価基準は、対象地域における交通弱者の実態把握と利用状況を踏まえた見直しを行う。

(2) 事業の効果

高齢者等の気軽にクルマを利用できない住民の日常生活における移動をコミュニティバス（ねっぴ～号・はっぴーバス）で確保することにより、市内移動の自由度を高めることで、活発な交流に基づく地域の活性化が期待されます。

日常的にクルマを利用している住民に対しては、地域の将来の交通網のイメージを共有することで、市内における移動についても意識的に公共交通を利用する市民を増やし、クルマ利用からの転換を促すことで、公共交通全体の利用を促進します。

市内のコミュニティバス網整備により社会問題化している高齢運転者による交通事故の抑制効果にもつながり、安心安全な地域づくりが期待されます。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・はっぴーバス沿線の高齢者等への実態把握訪問調査（一部運営受託NPO法人）
- ・鉄道、路線バス、コミバス等を網羅する加西市公共交通ガイド「おでかけナビ」の更新、配布（市・協議会）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
なお、加西市から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとします。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
申請番号 1～5 加西親栄自動車有限会社
申請番号 6～11 神姫バス株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準する生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年5月26日（第1回） 協議会設立 ・平成21年3月6日（第3回） 加西市公共交通総合連携計画を策定 ・平成22年7月5日（第5回） はっぴーバス導入方針決定 ・平成22年12月3日（第6回） 運行計画策定（H23.2.1 運行開始） ・平成23年6月6日（第7回） 有償運行決定（H23.9.1） ・平成24年1月23日（第9回） ダイヤ改正（H24.4.1） ・平成24年5月21日（第10回） 本格運行への移行と事業の枠組

- ・平成25年1月29日（第11回） 本格運行への移行について
- ・平成25年6月21日（第13回） 加西市公共交通総合連携計画の見直しについて
- ・平成25年11月8日（第15回） 加西市公共交通総合連携計画の見直しについて
- ・平成26年2月26日（第16回） 加西市公共交通総合連携計画の改定案について
- ・平成26年5月23日（第17回） H26事業計画について（コミバス再編調査等）
- ・平成26年8月20日（第18回） 地域協働推進事業計画の承認
- ・平成26年12月22日（第19回） コミバス再編方針の確認について
- ・平成27年2月6日（第20回） コミバス再編案の確認について
- ・平成27年2月23日（第21回） コミバス再編案修正の確認について
- ・平成27年6月23日（第22回） H27事業計画について（H28コミバス事業について）
- ・平成27年8月27日（第23回） コミバス再編案について
- ・平成27年11月9日（第24回） H27事業計画（補正）等について
- ・平成28年2月29日（第25回） 路線バスのルート変更について
- ・平成28年3月22日（第26回） 地域主体型交通導入の手引きについて
- ・平成28年6月22日（第27回） H28事業計画について（H29コミバス事業について）
- ・平成29年3月16日（第29回） コミバスの利用状況について
- ・平成29年5月26日（第30回） H29事業計画について（H30コミバス事業について）
- ・平成29年12月21日（第32回） 地域公共交通網形成計画（案）について
- ・平成30年1月23日（第33回） 地域公共交通網形成計画（案）について
- ・平成30年3月26日（第35回） 地域公共交通網形成計画（案）について
- ・平成30年6月26日（第36回） H30事業計画について（H31コミバス事業について）

18. 利用者等の意見の反映状況

- 利用者代表として加西市区長会長、加西市老人クラブ連合会長に協議会委員として参加していただいているほか、以下のような調査を実施
- 地域公共交通に関する住民アンケート（調査期間：平成23年4月1日～22日）
 - ・調査対象：交通不便地域に在住する住民 約800世帯
 - はっぴーバス利用想定に対する実態把握訪問（調査期間：平成24年6月～11月）
 - 高齢者の公共交通に関するアンケートの実施（平成26年5月）
 - はっぴーバス住民会議の実施（平成26年8月30日）・参加沿線住民60名
 - コミバス利用状況把握のための乗降調査（平成28年10月・平成29年1～2月）
 - はっぴーバス沿線地域内高齢者等に対する実態把握訪問調査（平成29年2月～3月）
 - 公共交通（鉄道・路線バス・コミバス）の利用状況調査（平成29年10月）

19. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	兵庫県
関係市区町村	加西市
交通事業者 交通施設管理者等	神姫バス㈱、北条鉄道㈱、加西親栄自動車㈲、N P O 法人原始人の会、 兵庫県バス協会、兵庫県タクシー協会、加西警察署
地方運輸局	神戸運輸監理部兵庫陸運部
その他協議会が必要 と認める者	大学教授（有識者）、加西商工会議所、加西市議会、 加西市区長会、加西市老人クラブ連合会、市民委員

【本計画に関する担当者・連絡先】

住 所：兵庫県加西市北条町横尾1000番地
 所 属：加西市ふるさと創造部人口増政策課
 氏 名：菅生 綾子
 電 話：0790-42-8700
 Email：jinko@city.kasai.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内斐ーダー系統)

31年度

市區町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			再編特例措置	運行態様の 運行別	地域内斐ーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点			系統キロ程 往復km	計画運行日数 往復km	計画運行回数
兵庫県 (加西市)	加西親栄自動車(有)	万願寺線① (1便目)	道山郵便局	孫町	中富口	往12.2km 復 km	244日	122.0回	路線定期	②(2)
		万願寺線② (2~5便目)	中富口	孫町	中富口	往16.2km 復 km	244日	498.0回	路線定期	②(2)
		若井線 (1~5便目)	中富口	金坂峠口	中富口	往12.7km 復 km	244日	610.0回	路線定期	②(2)
		芥田線① (1便目)	皿池上	東坂口	中富口	往 7.9km 復 km	244日	122.0回	路線定期	②(2)
		芥田線② (2~4便目)	中富口	東坂口	中富口	往10.4km 復 km	244日	366.0回	路線定期	②(2)
		市街地線① 加西北条	イガツ モール バス停	加西病院	中富	往 7.4km 復 7.4km	244日	1342.0回	路線定期	①
		市街地線②	高塩北条 バス停	加西病院	中富	往 8.4km 復 8.5km	244日	610.0回	路線定期	①
		国正線	イガツ モール 加西北条	加西病院	東園正	往 15.2km 復 15.2km	244日	498.0回	路線定期	①
		九会線①	イガツ モール 加西北条	加西病院	イオン モール 加西北条	往 24.3km 循環	244日	244.0回	路線定期	①
		九会線②	イガツ モール 加西北条	福祉会館 加西病院	モール 加西北条	往 22.6km 循環	244日	244.0回	路線定期	①
		九会線③	イガツ モール 加西北条	福祉会館 加西病院	九会	往 12.9km 復 km	244日	122.0回	路線定期	①

(注)

- 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内斐ーダー系統が接続する補助対象となる場合のみ「〇」を記載する。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内斐ーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載すること。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	加西市
-------	-----

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	35,729
交通不便地域	2,762

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
2,762人	上若井町、下若井町、大内町、上道山町、下道山町、上万願寺町、下万願寺町、広原町、上芥田町、下芥田町	局長指定

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
35,729人	$35,729 \times 150\text{円} + 2,000,000\text{円}$	7,359千円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区的人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)(4))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

陸上交通様式第3（日本工業規格A列4番）

加交協第4号
平成30年6月26日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者 氏名

加西市公共交通活性化協議会
加西市北条町横尾1000番地
会長 佐伯武彦

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

平成29年9月29日付け国総支第44号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

平成30年4月1日

○ 変更箇所

表5 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要にかかる国庫補助上限額の算定

○ 変更理由

加西市地域公共交通網形成計画を策定したため

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	加西市
(単位:人)	
人口集中地区以外	35,729
交通不便地域	2,845

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
2,845人	上若井町、下若井町、大内町、上道山村、下道山村、上万願寺町、下万願寺町、広原町、上芥田町、下芥田町	局長指定

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
35,729人	$35,729 \times 150\text{円} + 2,400,000\text{円}$	7,759千円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区的人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)